

由布市事業復活支援一時金

新型コロナウイルス感染症の影響により30%以上の売上減少があり、国の「事業復活支援金」の給付を受けた市内の事業者の皆様へ、支援一時金を給付します。

国

事業復活支援金 概要

- 《対象》 1. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
2. 2021年11月～2022年3月のいずれかの月（対象月）の売上高が、
2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月（基準月）の売上高と比較して
①50%以上又は②30%以上50%未満減少した事業者

《給付額》

売上高減少率	法人（年間売上高によって変動）	個人
上記①	100万円～250万円	50万円
上記②	60万円～150万円	30万円



市	以下のすべてを満たす事業者 ・令和4年4月1日時点で、由布市内に事業所を有する法人又は個人事業主 ・事業復活支援金の給付決定を受けていること。 ・市内で事業継続及び雇用の維持を行う意思があること。 ・暴力団関係事業者に該当しないこと。
給付要件	
市給付額	1事業者あたり 一律 法人：20万円、個人：10万円
必要書類	① 申請書兼請求書（様式第1号） ② 振込口座の通帳の写し ③ 国の「事業復活支援金の振込みのお知らせ」（はがき）の写し ※その他必要な場合、追加書類の提出を求めることがあります。 ※押印を省略する場合、窓口に来た方の身分証（社員証等）が必要です。
申請期間 提出先	令和4年4月18日（月）～7月29日（金）※郵送必着 〒879-5498 由布市庄内町柿原 302 番地 由布市役所商工観光課（新館2階） ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則として郵送での申請にご協力ください。

※申請書は市公式ホームページからダウンロードできます。または、市役所各庁舎でもお渡しできます。

トップページ > 事業者の皆様へ > 商工労働 > 新型コロナウイルス感染症に関する情報

※申請受付から3週間程度での支払を予定していますが、受付開始当初は申請が集中するため、時間がかかる場合があります。また、要件が確認でき次第の支払となります。



<お問い合わせ> 由布市商工観光課 ☎097-582-1304